

かつしか 区議会だより

第1回定例会

2月	19日	本会議（議案の付託等） 予算審査特別委員会
	20・24日	常任委員会
	25日	議会運営委員会
	26・27日	本会議（代表質問、一般質問、 議案の議決等）
3月	3～9日	予算審査特別委員会
	10日	議会運営委員会
	11日	予算審査特別委員会 本会議（議案の付託・議決） 常任委員会 議会運営委員会
	12～17日	常任委員会
	19～24日	特別委員会
	26日	議会運営委員会
	27日	本会議（議案の議決等） 常任委員会 議会運営委員会

主な内容 2・3面…代表質問
3・4面…一般質問
5～7面…予算特集
8面…可決された議案ほか

NO.197 平成21年（2009年） 4月25日発行 葛飾区議会 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 ☎3695-1111 FAX 5698-1543

平成21年度予算が成立

「緑の社会」への転換を 求める意見書を可決

今回の定例会では、区長の所信表明を受け、5会派からの代表質問と、9名の議員から一般質問が行われました。また、平成21年度葛飾区一般会計予算をはじめとする区

また、平成21年度葛飾区一般会計予算をはじめとする区

決されました。

このほか、請願1件が採択

されました。

長提出議案37件と、「緑の社会」への転換を求める意見書

など、議員提出議案7件が可決されました。



小菅東スポーツ公園の日本庭園

可決された意見書（要旨）

今回の定例会では次の意見書5件を可決し、関係機関に送付しました。（件名の下のは意見の分かれた意見書です。各会派の賛否は8面に掲載）

「緑の社会」への転換を求める意見書

政府に対し、次の事項を強く求める。①温室効果ガス排出削減について、先進国に劣らない数値目標を掲げ達成を推進すること②環境技術を開発して環境産業の活性化を促し、3年間で10兆円規模の投資、5年間で10兆円の市場規模や20万人超の雇用を実現すること③西暦2020年までに、再生可能なエネルギーは1次エネルギー構成率の20%を目指すこと。特に太陽光発電については、全小中学校への設置など大胆な取組みを行うこと④次世代自動車の普及を急ぎ、5年後に100万台、西暦2020年に新車販売の70%超を目指す、公共交通機関の活性化に対する支援を大幅に拡充すること⑤省エネ住宅・ビル等の建設を促進すること⑥環境モデル都市の対象を拡大するなど、さらなる国の支援を拡充すること⑦温室効果ガス排出削減38%の実現に向けて、林業と建設業の協働も行うこと⑧バイオ燃料事業を拡大強化し、その利活用によって地域の特性を生かした活性化を図り、バイオマスタウン300地区を早期に実現すること⑨温暖化対策行動等に対してポイントを発行するエコ・ポイント事業を拡充させるなど、国民生活部門の活動を支援すること

障害者自立支援法の見直しを求める意見書

政府に対し、次の事項を強く求める。①自立支援法の見直しに当たっては、介護保険制度との統合を前提とせず障害者施策としての仕組みを検討すること②利用者負担については、特別対策や緊急措置によって改善されている現行の負担水準の継続は当然として、これまでの経緯を踏まえ新たな利用者負担の考え方に基つき、法の規定を見直すこと③新体系への移行が円滑に進まない状況を踏まえ、施設利用要件の抜本的な見直しを行うこと④発達障害や高次脳機能障害が自立支援法の対象となることを明確化し、障害程度区分についても、身体、精神、知的、発達障害などの障害特性を反映するよう見直すこと⑤地域生活支援事業について、障害者が地域で暮らすために不可欠な事業は、自立支援給付とし、移動やコミュニケーション支援の充実を図ること⑥福祉的就労分野での利用者の負担解消について、関連施策との関係を含め議論を深めること

今後の保育制度の検討に係る意見書

政府に対し、次の事項を強く求める。①保育制度の役割を踏まえ、今後の在り方の検討に当たっては、現場の自治体及び保育団体との意見交換を十分行い、理解を得ながら進めること②新たな保育の仕組みを検討する場合、「子どもの最善の利益を守る」観点から量の確保以上に質の担保が必要不可欠である点を踏まえること③次世代育成支援策を拡充するための安定した財源を確保すること④認定こども園などに対する支援策を強化すること⑤利用促進のため保育料の負担軽減について検討すること。また、安易に負担金の徴収を現場の保育所に委ねないよう配慮すること

母子世帯への経済的支援の強化を求める意見書

政府に対し、児童扶養手当を充実させるとともに母子世帯に対する経済的支援の強化を強く求める。不況下における緊急雇用対策の強化を求める意見書

政府に対し、次の事項を強く求める。①公共職業安定所による指導を強化し、必要な法整備を行うこと②雇用調整助成金は要件緩和、支給日数の延長等を行い、「派遣切り」の防止、雇用維持のための活用を促進すること③住居を失った派遣労働者や生活に困窮する失業者に対し、就労支援・職業訓練を行うとともに、住居の貸与、生活支援金を給付すること。その際、雇用促進住宅等を活用すること④雇用保険の適用対象者の拡大、失業給付（基本手当）の受給資格要件の緩和、基本手当日額の増額等について、雇用保険法を改正すること⑤労働者派遣は、雇用が不安定で労働安全や衛生管理などの使用者責任が不明確な現行制度を見直し、労働者派遣法を改正すること⑥医療、介護、福祉、環境、新エネルギー、農林水産漁業などの就労を支援するため、職業訓練・就労支援などを行うこと⑦若年フリーター、ひとり親世帯の者、障害者、高齢者など、特に就労が困難な状況にある求職者については、特段の配慮をもって就労支援を実施すること⑧メンタルヘルスの不調、過労死、不払残業などをなくし、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に配慮した労働時間の実現を目指すよう、労働時間短縮のための労使の取組みを支援・促進すること

政治家の寄附は、禁止されています。また、暑中見舞等時候の挨拶状（答礼のための自筆のものを除く）を出すことも禁止されています。

議員等政治家が、お祭り、親睦旅行会、会合などの行事に寄附や差し入れ等をしたり、お祝い金（出産・新築等）、贈り物（お中元・お歳暮等）をすることは、公職選挙法により罰則をもって禁止されており、要求した人も罰せられます。